

令和5年度第1回川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会 議事録

1 開催日時 令和5年12月8日(金) 午前10時00分から午前11時45分まで

2 開催場所 川崎市地方卸売市場南部市場管理事務所棟3階 第1、第2会議室

3 出席者

(委員)

渡辺 達朗(専修大学商学部教授)

池田 真志(拓殖大学商学部教授)

観山 恵理子(東京農工大学大学院農学研究院助教)

川口 博幸(川崎南部青果株式会社代表取締役社長)

倉田 清隆(川崎魚市場卸協同組合代表理事)

占部 兼司(株式会社占部商会代表取締役)

林 昭雄(川崎青果商代払組合組合長)

田口 澄也(セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長)

石川 美由紀(川崎市地域女性連絡協議会幸地区長・環境消費部長)

(市職員)

松川 哲司(川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場長)

佐藤 忠光(川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場担当課長〔南部市場調整〕)

山根 崇友紀(川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長)

齊藤 憲吾(川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場業務課長)

4 議事

(1) 令和4年南部市場各部門取扱の概要について

(2) 川崎市卸売市場経営プランの進捗状況について

議事の非公開について

(3) 川崎市地方卸売市場南部市場の今後の運営方針に係る諮問について

(4) 部会の設置について

5 その他

報道関係者 1名 ※議事(3)開始前に退席

傍聴人 2名 ※議事(3)開始前に退席

公開有無 一部非公開(議事(3)及び(4))

6 審議結果（要約）

司会：山根課長

【開会】

（午前10時00分）

各委員及び市職員（市場長・各課長）の紹介

市場長挨拶

会議成立（委員総数9名全員出席）、会議公開（傍聴及び議事録による）及び一部非公開、議事録作成方式（要約による）を確認

【会長及び副会長の選出】

委員互選により、池田委員が会長、渡辺委員が副会長に就任

会長、副会長から就任にあたっての挨拶

【議事】

池田会長 「(1) 令和4年南部市場各部門取扱いの概要について」、市から説明を。

齊藤課長 （資料1を説明）

池田会長 市の説明に対して、御意見、御質問はあるか。

石川委員 令和4年の水産物部の取扱金額と取扱数量に差が出ているが、これは魚の金額が上がったということなのか。例えば、サンマの値段が今までの倍になっている、などという話はよく聞くが。

松川市場長 それについてはお見込みのとおりで、魚類の単価が上昇している。潮流の変化などで魚が獲れなくなって需給のバランスが崩れていて、単価が上がることで全体の取扱金額も上がる傾向にある。

石川委員 単価の上昇は、円安の影響、特に漁船にかかる燃料費の高騰という原因もあるのか。

松川市場長 それに加えて、卸売業者も仲卸業者も自分のところの利益を確保しなければならないので、その分が値段に転嫁されているところはある。

田口委員 全部門ともに説明として「市場外流通の増加」とあるが、それが増加している根本的な原因は何か。

松川市場長 元々卸売市場は、戦後の混乱期に、国と自治体で安定的かつ安価に全ての国民に食を供給するために設置された。現代では消費者が直販で直接産地から購入したり、インターネットで購入したりということに加え、大手スーパーがリスクヘッジも含

めて市場以外から仕入れるルートを確保していることもあり、どうしても市場を流通するものが減る傾向にある。戦後は8割程度の市場経由率だったものが、最近では5割程度といったところである。

こういった傾向にある中で、市場あるいは卸売業者がある程度の物を集められないと、仲卸業者や消費者に物を供給できないということになるので、それぞれの市場が色々な産地の物を集めることは必須だと思われる。市場の価値として、安定的かつ安価な食の供給ということを考えると、産地と消費者の直接取引が多くなれば多くなるほど物流の動線が複雑になるので、その分だけコストが発生するが、市場が産地と消費者の間であって物を集めることにより物流コストが抑制され、結果的に安価に供給できることになる。市場経由率が下がる中でも、川崎市の市場については、しっかりと物を集めて供給できるような市場を目指すべきだと考えている。

川口委員 それに補足するところであるが、製造年月日から賞味期限に表記が変わるなど食品衛生法がどんどん変わる中で、小売業者の立場からすると市場を経由した食品は品質の担保ができないので、必然的に自社でコールドチェーンとして受け入れる場所を作って品温管理・品質管理をするようになったし、そのデータを持ちなさいというのが国からの指導でもあった。結果として、全国の市場は品温管理に係るインフラ整備に手を入れなかったことで、どんどん経由率が下がっていった。消費者に求められることをしっかりやろうとすると、市場を通したのではできない。これは現在まで日本の市場流通の問題でもある。

観山委員 市場経由率が減少したもう一つ大きな理由としては、産地と小売のどちらも大型になったことで、小さな産地と小さな消費者を結ぶ役割が必要なくなり、大きな産地と大きな小売店を結んだほうが物流経路からも品質管理からも有利になったというものがある。ただ、そうすると自社で全てのリスク管理を行うことになり、それにはコストも手間もかかるので、それは市場にやってもらう方がよいということで一部で市場への回帰が少しずつ進んでいるというのが現在の状況である。

南部市場では、地元スーパーの家庭向けの需要の出荷が大きな割合になってきていて、卸売市場自体が特定のスーパーの流通センター化しつつあるというのが現状かと捉えているが、その辺りを新しい市場整備の中でどう位置付けていくかが一つの課題であるかと思う。

松川市場長 今のお話は全てがそういうことだと受け止めている。市場は今後も必要だと考えたときに、様々な指標があるが、行政としては公益性を考えなければならない。市場があることにより、生産者がこの先も生産を継続していけるのか、あるいは消費者が安定的かつ安価に良質な製品の供給を受けられるのか、ということになってくる。市場が機能していないことによりコスト負担が発生し、生産者が安くしか製品を出せない、あるいは最終消費者が割高なものを買わざるを得ない、ということがないようにするためにはどういう市場であるべきかを考えなければならない。その出口が見定まっていけないことには、物を集めることができないということになりかねな

いので、今後の議論のポイントとなってくるものと考えている。

池田会長 市場経由率の数字については、分母に加工食品が含まれており、加工食品の割合が増えてくると、必然的に生鮮食品が中心の市場の経由率が下がってくることにつながる。そういう意味では、北部市場で加工機能をという話があったが、加工食品に市場がどう対応していくということも論点になるかと思う。
他に何か御意見、御質問はあるか。
ないようなので、続いて「(2) 川崎市卸売市場経営プランの進捗状況について」、市から説明を。

山根課長 (資料2を説明)

池田会長 まず確認したいが、資料の「(4) 規制緩和を活かした市場運営」に「(新規)」とあるが、いつからどのような経緯で加わったものか。

松川市場長 元々卸売市場経営プランは10年計画で策定されていて、現在のものは平成28年に作られたが、その後卸売市場法の改正により規制緩和が盛り込まれたことを受けて、令和元年にプランを改正した際に加えたものである。

池田会長 最近加えられたものではないということで承知した。
他に何か御意見、御質問はあるか。

田口委員 施策の方向性が4つ挙げられているが、これがどういう場で、どういうステップを踏んで決められてきたかの経緯を伺いたい。今後南部市場を考えていかなければいけない段階で、挙げられている4つの施策がこじんまりしているように感じられるので、もっと大きな視点で卸売市場を考えていかなければいけないように思う。

松川市場長 基本的には、審議会のような会議の場が以前からあり、卸売市場を行政として経営していくうえで、外部の有識者の方の意見を踏まえて時流を捉えながら考えてきたものである。現行のプランを改定した際にも、役所が原案を作って、専門家の方の意見を聞いて決められている。現行のプランは令和7年度末までの計画となっているので、令和8年度スタートのものを作り直す必要がある。その際には全面的に見直すこととなるが、作り方としては、ここでいうと一番初めに大きな「施策の方向性」を定めて、それに紐づく「基本目標」・「基本施策」を定め、最終的にそれぞれの事業が定めた施策の方向性に合致しているかを確認していく、というステップになる。
現在は北部市場の再整備の計画を立てていて、その中で北部市場はその計画に合う再整備をどうしていくかを考え、南部市場は今後の運営方針を定める中で、南部市場はどのような考え方でやっていくということを考えるので、その二つが今後の経営プランに与える影響が出てくる。経営プランを作る中で、南部市場の方針と全く違

うことを施策の方向性を書く、運営方針が施策の方向性に紐づかないということになってしまうので、運営方針を策定するにあたっては、南部市場の将来的な施策の方向性に紐づくものであることをイメージしながら御議論いただきたいものである。

林委員 自分はこの市場に来て45年ほどになるが、最近LED化で市場がとても明るくなり、現場としてはとてもありがたく思っている。
第2土曜日にいつもイベントを行っていて、市場の近辺の方はよく知っていると思うが、川崎区の方では知られていないので、もっと宣伝をするよう検討をしてもらいたい。

池田会長 他に御意見、御質問はあるか。
では続いての議事に移る前に、議事の非公開について市から説明を。

山根課長 本審議会は市の附属機関として位置づけられており、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例において、会議の内容は公開するものと定められている。
しかしながらこの後御議論いただく議事3及び議事4については、公にすることにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることなどから、同条例第5条第3号及び第4号に該当し、非公開とすることが適切と考えている。
については、両議事について非公開とすることを皆様にお諮りするもの。
また、非公開とすることが決まったら、関係者以外には御退出いただく。

池田会長 このことについて、何か御意見、御質問はあるか。
御意見がないようなので、お諮りする。
議事（3）川崎市地方卸売市場南部市場の今後の運営方針に係る諮問について、及び議事（4）部会の設置についての両議事について、非公開とすることを決して下さい。

（各委員、異議なし）

池田会長 それでは、今後の議事は非公開とすることが決したので、報道の方及び傍聴者には御退出いただきます。

（報道関係者及び傍聴者の退出を確認）

<「議事（3）」については非公開>

<「議事（4）」については非公開>

（部会の設置、及び会長が指名した委員並びに臨時委員について、各委員から異議なし）

池田会長 最後に、全体を通じて御意見、御質問などはあるか。

（各委員、発言なし）

それでは、本日の議事を終了する。ここで進行を市にお返りする。

【閉会】

山根課長により閉会を宣言（午前11時45分）